建設工事の前払金の使途拡大の継続について

国において、平成28年5月27日付で前払金の使途を拡大する特例措置として「地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令(平成28年総務省令第61号)」が公布・施行され、建設工事の前払金の使途が拡大されました。

当組合においても、令和6年度これに準じて特例措置を実施いたします。

1. 特例措置の内容

前払金を充当できるとしている経費に加え、現場管理費(労働者災害補償保険料を含む。)及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用(保証料を含む。)に係る支払いに充当できるものとします。

ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除きます。

(参考)

(多·力)	
拡大前	拡大後
材料費、労務費、機械器具の賃借用、機	材料費、労務費、機械器具の賃借用、機
械購入費(当該工事において償却される	械購入費(当該工事において償却される
割合に相当する額に限る。)、動力費、支	割合に相当する額に限る。)、動力費、支
払運賃、修繕費、仮設費 <u>、労働者災害補</u>	払運賃、修繕費、仮設費 <u>及び現場管理費</u>
償保険料及び保証料	並びに一般管理費等のうち当該工事の
	施工に要する費用

2. 契約に関する取扱

工事請負契約書約款の条文改正ではなく、第 38 条の特約条項を契約書に添付し 契約を締結します。

3. 適用対象となる契約

令和7年3月31日までに新たに契約した案件であり、前払金の払い出しが令和7年3月31日までに行われるものが対象となります。(建設工事請負契約のみに適用し、委託業務等その他の契約には適用しません。)